## コンプライアンス(法令等遵守)の体制

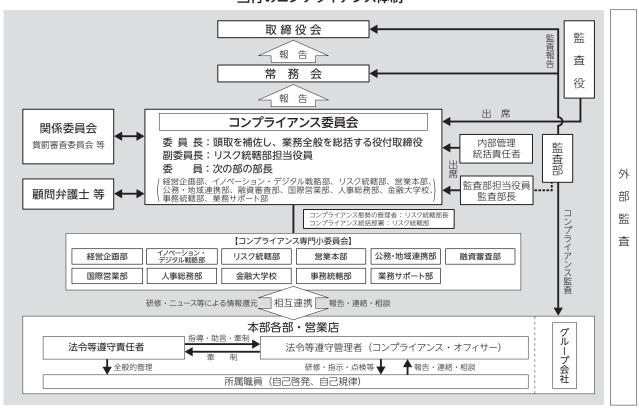
コンプライアンスは、公共性が強く求められる銀行にお いては、いつの時代にあっても経営の原点です。

当行では、役職員一人ひとりの行動がみなさまから信頼 され、支持されることによって、地域社会の方々と揺るぎ ない信頼関係を築き、「京都銀行は、安心と満足をもって 長く付き合うことができる魅力ある銀行」と言われ続ける ために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位 置付け、その徹底をはかってまいりました。このため、頭 取を補佐し、業務全般を総括する役付取締役を委員長とす るコンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の 問題等を一元的に管理し、対応を行うなど、態勢の強化に 努めております。

コンプライアンスの実践については、年度毎に取締役会 において「コンプライアンス・プログラム」を制定し、本 プログラムに沿って各種施策を推進いたしております。

近年のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に 向けた国際的要請を踏まえ、これらへの対応を重要な経営 課題と位置付け、リスク統轄部を主管部として同部内に 「マネー・ローンダリング対策室」を設置し、対策強化に 取り組んでおります。また、「反社会的勢力に対する基本 方針」を制定のうえ本方針に基づく態勢整備を行い、反社 会的勢力との関係遮断に努めております。

### 当行のコンプライアンス体制



(2019年7月1日現在)

## 私達の企業倫理と行動規範

私達は、次の企業倫理・行動規範を共有し、日常業務の中で実践することによって、社会 の皆さまからの厚い信頼と信用を得、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念の実現に 努めてまいります。

#### I.企業倫理

#### 1 信頼の確保

9.人権の尊重

2.法令やルールの厳格な遵守 (コンプライアンス) 3.お客様本位の実践

4.マネー・ローンダリングお

よびテロ資金供与への対応 5.反社会的勢力との関係遮断

6.社会的責任の遂行 7. 適正な情報開示

8.働きやすい職場環境の確保 8.不適正な取引の排除

### Ⅱ.行動規範

1.法令等の遵守(コンプライ

アンス)

2.約束の厳守 3.守秘義務の徹底 4.情報の不正利用の禁止

5.適正かつ高度な金融サービ 14.良き企業市民としての社 スの提供 6.お客様の立場に立った応対

7.公正な取引の確保

# 反社会的勢力に対する基本方針

当行は、反社会的勢力との関係を遮断す るため、次の基本方針を遵守し、業務の 適切性及び健全性の確保に努めます。

- 1.組織としての対応
- 2.外部専門機関との連携
- 3.取引を含めた一切の関係遮断
- 4.有事における民事と刑事の法的対応
- 5.裏取引や資金提供の禁止

会貢献

9.公私の別の明確化

10.接待・贈答等の規律厳守

12.報告・連絡・相談の徹底

11.健全な職場環境の維持

13.検査への積極的な協力

<sup>※「</sup>私達の企業倫理と行動規範」、「反社会的勢力に対する基本方針」ともに本文を抜粋して掲載しております。詳しくは、当行ホームページをご 覧ください。